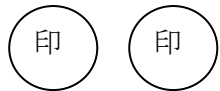


欄外に捨印をお願いします



農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 様

譲受人 氏名 〇〇〇〇 (印)

譲渡人 氏名 〇〇〇〇 (印)

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

1. 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人	〇〇〇〇	(〇〇県) 〇〇〇市〇〇〇番地の〇〇
譲渡人	〇〇〇〇	(〇〇県) 〇〇〇市〇〇〇番地の〇〇

2. 許可を受けようとする土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 m ²	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
		登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	
中津川市 〇〇字 〇〇〇	〇〇〇番〇	田	田	200			その他
中津川市 〇〇字 〇〇〇	〇〇〇番〇	田	畑	100			その他
中津川市 〇〇字 〇〇〇	〇〇〇番〇	畑	休耕	150			その他
中津川市 字							
中津川市 字							
計 450 m ² (田 300 m ² 畑 150 m ² 採草放牧地 m ²)							

3. 転用計画

(1) 転用の目的 一般個人住宅	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細 譲受人は現在アパートに住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受け住宅を建築するものです。 譲渡人は、高齢のため農業経営の縮小を考えており、譲受人の求めに応じ申請地を贈与するものです。
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	許可 年 月 日から 永久 年間

※注意事項

本申請書記載例はA3版（山折）ですが、A4版で別紙となる場合は1枚目・2枚目の間に割印をお願いします。

農地法第4条／5条申請とは

4条…自己所有農地を自己の利用で農地以外の用地に転用するものです。
(土地所有権の権利移動は伴わない)

5条…親子・兄弟・姉妹や第3者の利用で農地以外の用地に転用する場合は5条申請となります。
土地の権利設定・移動を伴います ⇨ 権利の設定（使用貸借・賃貸借）または権利の移動（所有権）

1. 当事者の住所等

譲受人住所は住民票に記載されている住所、譲渡人住所は土地登記簿謄本（権利部：甲区）に記載されている土地所有者の住所と同一
※住所が同一でない場合は下記書類などが追加が必要です。
土地所有者の住民票や戸籍の附票（土地登記簿上の所有者と申請人の同一性を確認するため）
※土地所有が共有地（複数人による持分登記）の場合は、事前にご相談ください。

2. 許可を受けようとする土地の所在等

- 申請地「土地の所在・地番・地目（登記簿）・面積」は、土地登記簿謄本より正確に記入してください。
- 一筆のうち一部（分筆測量中）でも申請は可能です。ただし、分筆測量中の場合、面積は「〇〇〇m²の内〇〇〇.〇〇m²（小数点第2位まで）」と記入してください。この場合、地積測量図の添付が必要です。
- 地目（現況）は、登記簿「田」の場合でも、畑として利用している場合は「畑」と記入。休耕中の場合は「休耕」と記入
- 所有権以外の使用収益権が設定されている場合は合意解約が必要な場合がありますので、農業委員会事務局までお問い合わせください。
- 区域の別は、中津川市は市街化区域、市街化調整区域の設定が無い場合「その他」と記入

3. 転用計画

(1) 転用の目的 (2) 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

- 用途は、転用の主な内容を記入
一般住宅に併せて自家用車の駐車スペース・30m²（2台分：車庫ではない）と進入路部分・30.15m²もありますが、主は一般住宅ですので、「一般住宅」と記入
- 事由の詳細は、申請人としての目的の詳細、転用の必要性、緊急性などについて具体的に記入

(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間

- 許可日から永久年間と記入
ただし、一時転用の場合は「許可日から〇〇年〇〇月〇〇日」等と記入
なお、許可予定日以降であれば〇〇年〇〇月〇〇日から永久年間と具体的な日付の記入でも結構です。

欄外に捨印をお願いします



(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要								
工事計画	第1期(着工 許可 年 月 日から 〇〇 年 〇〇月 〇〇日まで)				第2期	合 計		
	名 称	棟数	建築面積m ²	所要面積m ²		棟数	建築面積m ²	所要面積m ²
土地造成				450				450
建築物	一般個人住宅	1	110	390	建ぺい率28.2%	1	110	390
小 計		1	110	390		1	110	390
工 作 物	駐車場 進入路			30				30
				30				30
小 計				60				60
計		1	110	450		1	110	450

4. 権利を設定・移転しようとする契約の内容				
権 利 の 種 類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	そ の 他
所有権	移転	許可後	永久	贈与

5. 資金調達についての計画	
土地造成費	450m ² × 5,000円 = 2,250,000円
建物建築費	1100m ² × 150,000円 = 16,500,000円
計	18,750,000円
資金調達	： 全額 自己資金

6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

[一例]

申請地東側は市道〇〇号線、南側は他人所有の農地(畑：[氏名])、西側と北側は自己所有の宅地です。
隣接する農地の所有者については転用事業について説明のうえ了承済(承諾書添付)
生活雑排水は東側の下水管へ排水、雨水は東側の道路側溝へ排水します
工事中・完了後において、隣接する農地を含め、周辺に被害を与えないよう努めるとともに、万が一不測の事態が発生した場合は、転用者の責任において誠意をもって解決します。

7. その他参考となるべき事項

(記入するべき事項がない場合、空欄のままとする)

(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

- ・工事計画における期間は、許可(年月日)から(転用事業の完成予定年月日)を記入。完成予定年月日は具体的に記入(※完成までの期間は原則として1年以内となります)
- ・工事計画欄「土地造成」の所要面積は、転用申請面積を記入
ただし、転用申請(農地)以外に、登記簿上で農地以外の地目(雑種地・宅地・山林など)と併せて一体的に利用しなければ転用事業が成り立たない場合は、一体利用地として面積に含める
この場合、第2期欄に「一体利用地〇〇.〇〇m²」と記入
一体利用地が含まれる場合「6. その他参考となるべき事項」欄に必要事項を記入(下記7を参照)
- ・建ぺい率は、建築面積÷所要面積(建物を建てるのに必要な面積)であり、住宅=22%以上、倉庫=30%以上
この建ぺい率以下となる場合は、転用計画(土地利用)の見直しが必要となります(農地転用面積は転用の目的に必要な面積のみです)
- ・工作物とは建物以外(例：駐車場、進入路、庭、カーポートなど)

4. 権利を設定・移転しようとする契約の内容

- ・権利を設定、移転しようとする内容を記入。その他欄には「売買」「贈与」「賃貸借」「使用貸借」等

5. 資金調達についての計画

- ・土地購入費、土地造成費、建物建築費などに区分し、m²当たりの単価及び必要経費を記入(転用事業に係る全体費用を記載)

例示について補足
例示では、土地造成費(2,250,000円)に駐車場・進入路まで含まれている扱いですが、土地造成とは区分して駐車場・進入路の整備費の記入でも結構です。また諸経費も建築費に含んでいますが同様です。

例えば・・・

土地造成費	450 m ² × 4,000 円 =	1,800,000 円
建物建築費	110 m ² × 140,000 円 =	15,400,000 円
駐車場・進入路舗装費	60 m ² × 1,000 円 =	60,000 円
諸費用(諸経費)	一式	1,490,000 円
		計 18,750,000 円

6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

- ・周辺農地の農業用排水施設の確保、転用事業に係る施設の取水・排水計画、造成時の周辺農地への被害防除計画、周辺農地への被害防除措置、隣接農地所有者との調整状況などを記入(左記[一例を参照])

7. その他参考となるべき事項

- ・他法令等により許認可等を要する場合、手続き状況などを記入
(例=中津川市宅地造成事業に関する指導要綱に基づき協議中)
- ・上記3(3)の事業または施設の概要において転用申請地に一体利用地が含まれる場合は次のとおり「土地表示・地目・面積・所有者氏名」を記入
一体利用地 中津川市〇〇字〇〇□□番□ 雑種地〇〇.〇〇m² 所有者：〇〇 〇〇
- ・一筆の内一部の利用のため残地がある場合は、残地の利用を記入する
(例=中津川市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番〇〇の残地は引き続き畑として利用します。)